

平成 28 年 4 月 29 日

高松市議会 議長 殿

氏名 大見 昌弘



政務活動費収支報告書

高松市議会政務活動費の交付に関する条例第6条により、次のとおり平成27年度の交付に係る政務活動費の収支を報告します。

- 1 収入 1,200,000 円
- 2 支出 1,200,000 円

支出の内訳

(単位：円)

経費の区分	金額	摘要
1 調査研究費	138,900	内訳別紙の通り
2 研修費	419,430	内訳別紙の通り
3 広報費	0	
4 広聴費	0	
5 要請・陳情活動費	0	
6 会議費	0	
7 資料作成費	204,070	内訳別紙の通り
8 資料購入費	8,400	内訳別紙の通り
9 人件費	429,200	内訳別紙の通り
10 事務所費	0	

- 3 残額 0円

注

- 1 「経費の区分」欄には高松市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則別表の左欄に掲げる経費の区分を、「金額」欄には当該経費に充てた金額の総額を、「摘要」欄には当該経費の区分における支出の内訳について同表の右欄に掲げる費用ごとの金額を、それぞれ記入すること。
- 2 この報告書には、領収書等の証拠書類の写しを添付すること。

政務活動費 金銭内訳票

高松市議会議員 大見 昌弘

項目	内訳	金額(円)	項目	内訳	金額(円)	
1 調査研究費	1 交通費		6 会議費	1 会場借上げ料		
	2 宿泊費			2 出席者負担金		
	3 委託料			3 会費		
	4 その他の費用	138,900		4 交通費		
2 研修費	1 会場借上げ料			5 宿泊費		
	2 講師謝金			6 その他の費用		
	3 出席者負担金	112,000	7 資料作成費	1 印刷製本費		
	4 会費			2 委託料		
	5 交通費	299,430		3 事務用品購入費	204,070	
	6 宿泊費	8,000		4 事務機器賃借料		
	7 その他の費用			5 その他の費用		
3 広報費	1 広報紙等印刷費			8 資料購入費	1 図書購入費	8,400
	2 広報紙等送料				2 資料等購入費	
	3 会場借上げ料		3 その他の費用			
	4 湯茶代		9 人件費	1 給料		
	5 その他の費用			2 賃金	429,200	
4 広聴費	1 会場借上げ料			3 労働保険等保険料		
	2 印刷費			4 その他の費用		
	3 湯茶代		10 事務所費	1 賃借料		
	4 その他の費用			2 維持管理費		
5 要請・陳情活動費	1 交通費			3 備品購入費		
	2 宿泊費			4 事務用品購入費		
	3 その他の費用			5 事務機器賃借料		
				6 その他の費用		

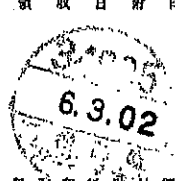

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 1-4 (2-1)

<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 大見 昌弘 様</p> <p>お客様番号 4807-0011-06975</p> <p>2015年 5月ご請求分 金額(円) ¥13,893-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 15.5.21</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 大見 昌弘 様</p> <p>お客様番号 4807-0011-06975</p> <p>2015年 6月ご請求分 金額(円) ¥9,313-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 15.6.22</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 大見 昌弘 様</p> <p>お客様番号 4807-0011-06975</p> <p>2015年 7月ご請求分 金額(円) ¥9,313-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 34772 15.7.25 高松西島西 7区店</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 大見 昌弘 様</p> <p>お客様番号 4807-0011-06975</p> <p>2015年 8月ご請求分 金額(円) ¥17,887-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 193430 15.8.25 高松西島西 7区店</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 大見 昌弘 様</p> <p>お客様番号 4807-0011-06975</p> <p>2015年 9月ご請求分 金額(円) ¥9,313-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 15.10.01 高松西島西 7区店</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>
---	--	--	--	---

<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 大見 昌弘 様</p> <p>お客様番号 4807-0011-06975</p> <p>2015年 10月ご請求分 金額(円) ¥13,600-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 34592 15.10.30 高松西島西 7区店</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 大見 昌弘 様</p> <p>お客様番号 4807-0011-06975</p> <p>2015年 11月ご請求分 金額(円) ¥9,313-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 193430 15.12.01 高松西島西 7区店</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 大見 昌弘 様</p> <p>お客様番号 4807-0011-06975</p> <p>2015年 12月ご請求分 金額(円) ¥9,313-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 15.12.31 高松西島西 7区店</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>	<p>電話料金等払込受領証 西日本ご利用分</p> <p>ご請求先氏名 大見 昌弘 様</p> <p>お客様番号 4807-0011-06975</p> <p>2016年 1月ご請求分 金額(円) ¥9,313-</p> <p>受取人 NTTファイナンス株式会社</p> <p>お問合せ先 (無料) 0800-3335550</p> <p>領収日附印 15.6.29.7 16.1.31 高松西島西 7区店</p> <p>収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様</p>
---	---	--	--

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 <u>1-4</u> (2-2)	
電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 大見 昌弘 様	電話料金等払込受領証 西日本ご利用分 ご請求先氏名 大見 昌弘 様
お客様番号 4807-0011-06975	お客様番号 4807-0011-06975
2016年 2月ご請求分 金額(円) ¥17,294-	2016年 3月ご請求分 金額(円) ¥9,313-
受取人 NTTファイナンス株式会社	受取人 NTTファイナンス株式会社
お問合せ先 (無料) 0800-3335550	お問合せ先 (無料) 0800-3335550
領収日附印  収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様	領収日附印  収入印紙貼付欄 (金融機関・CVS用)→お客様
固定電話 (インターネット通信料を含む) 平成27年4月分～平成28年2月分まで 合計¥127865-を按分して ¥63000円を計上します	
備考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 1-4

貼付欄



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
出光スーパーバイジング(株)  
香川県高松市木太町1399-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年 4月20日 23:25

OMI MASAHIRO 様  
クレジットXXXXXXXXXX

出光ゼアス P- 6(内)  
42,21 L 0142.0 5994円  
01200.00

合計 5,994円  
(内、消費税等(8.00%) 444円)

支払区分:一括  
承認No. 0000178968

伝No: 10392 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管戴く場  
合は、印刷面を内側に折り保管をお  
願いいたします。



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
出光スーパーバイジング(株)  
香川県高松市木太町1399-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年 4月28日 16:46

OMI MASAHIRO 様  
クレジットXXXXXXXXXX

出光ゼアス P- 9(内)  
27.49 0142.0 3904円  
01200.00

合計 3,904円  
(内、消費税等(8.00%) 289円)

支払区分:一括  
承認No. 0000045713





伝No: 10272 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管戴く場  
合は、印刷面を内側に折り保管をお  
願いいたします。

4月分¥9898-を按分して¥4900円を計上します

備考

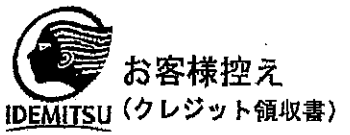
政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1-4	(5月分) (2-1)
貼付欄		
<div style="text-align: center;">  <p><b>お客様控え</b> IDEMITSU (クレジット領収書)</p> </div> <hr/> <p>中央インターSS TEL 087-868-5008 329479 株式会社本田石油 香川県高松市木太町1339-3 TEL 087-868-5008</p>	<div style="text-align: center;">  <p><b>お客様控え</b> IDEMITSU (クレジット領収書)</p> </div> <hr/> <p>中央インターSS TEL 087-868-5008 329479 株式会社本田石油 香川県高松市木太町1339-3 TEL 087-868-5008</p>	
<p><b>売上</b> 2015年 5月 7日 19:28</p> <p>OMI MASAHIRO 様 クレジット ■XXXXXXXXXXXX</p> <p>出光ゼアス P-15(内) 37.50L 0142.0 5325円 01200.00</p> <hr/> <p><b>合計</b> 5,325円 (内、消費税等(8.00%) 394円)</p> <hr/> <p>支払区分：一括 承認No. 0000042457</p> <hr/> <p>伝No: 10578 担当: 8800</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>※ 本書保管上のお願 財布・手帳等にはさんで保管戴く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。</p>	<p><b>売上</b> 2015年 5月 28日 23:24</p> <p>OMI MASAHIRO 様 クレジット ■XXXXXXXXXXXX</p> <p>出光ゼアス P-6(内) 35.47L 0142.0 5037円 01200.00</p> <hr/> <p><b>合計</b> 5,037円 (内、消費税等(8.00%) 373円)</p> <hr/> <p>支払区分：一括 承認No. 0000066383</p> <hr/> <p>伝No: 10694 担当: 8800</p> <div style="text-align: right;">  </div> <p>※ 本書保管上のお願 財布・手帳等にはさんで保管戴く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。</p>	
<p>5月分¥20087-を按分して¥10000円を計上します</p>		
備考		

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 1-4 (5月分)(2-2)

貼付欄



中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

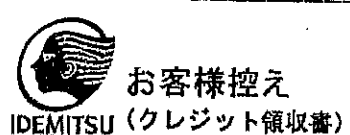
売上 2016年 5月 2日 08:55  
OMI MASAHIRO 様  
クレジットXXXXXXXXXXXX  
出光ゼアス P-8(内)  
27.89 L 8142.0 3960円  
01200.00

合計 3,960円  
(内、消費税等(8.00%) 293円)

支払区分：一括  
承認No. 0000050904

伝No: 10074 担当: 8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管戴く場  
合は、印刷面を内側に折り保管をお  
願いたします。



中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2016年 5月 21日 14:04  
OMI MASAHIRO 様  
クレジットXXXXXXXXXXXX  
出光ゼアス P-12(内)  
40.60 L 8142.0 5765円  
01200.00

合計 5,765円  
(内、消費税等(8.00%) 427円)

支払区分：一括  
承認No. 0000110842

伝No: 10290 担当: 8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管戴く場  
合は、印刷面を内側に折り保管をお  
願いたします。

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 1-4

貼付欄



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329470  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329470  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年 6月11日 13:27

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX■

出光ゼアス P-6(内)  
42.05L 0145.0 6097円  
01200.00

合計 6,097円  
(内、消費税等(8.00%) 453円)

支払区分：一括  
承認No. 0000138085

伝No: 10222 担当: 8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管いただく場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

売上 2015年 6月25日 20:50

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX■

出光ゼアス P-6(内)  
42.15L 0145.0 6112円  
01200.00

合計 6,112円  
(内、消費税等(8.00%) 453円)

支払区分：一括  
承認No.

伝No: 10659 担当: 8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管いただく場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

6月分 ¥12209- を按分して ¥6100円 を計上します


備考



政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 1-4

貼付欄

 お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-6008

売上 2015年 7月10日 19:50

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX

出光ゼアス P-8(内)  
25.74L 8145.0 3732円  
01200.00


合計 3,732円  
(内、消費税等(8.00%) 276円)

支払区分：一括  
承認No. 0000091583

伝No: 10388 担当: 8800

※ 本書保管上のお願  
財布・手帳等にはさんで保管  
場合は、印刷面を内側に折り  
願います。



 お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-6008

売上 2015年 7月17日 10:46

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX


出光ゼアス P-18(内)  
40.78L 8145.0 5884円  
01200.00

合計 5,884円  
(内、消費税等(8.00%) 436円)

支払区分：一括  
承認No. 0000184058

伝No: 10041 担当: 8800

※ 本書保管上のお願  
財布・手帳等にはさんで保管  
場合は、印刷面を内側に折り保管を  
願います。

 お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-6008

売上 2015年 7月30日 18:08

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX

出光ゼアス P-3(内)  
49.13L 8145.0 6254円  
01200.00

合計 6,254円  
(内、消費税等(8.00%) 483円)

支払区分：一括  
承認No. 0000276119

伝No: 10627 担当: 8800

※ 本書保管上のお願  
財布・手帳等にはさんで保管  
場合は、印刷面を内側に折り保管を  
願います。



7月分¥15870-を按分して¥7900円を計上します

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	1-4
------	-----

貼付欄



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
 TEL 087-868-5008 328479  
 株式会社本田石油  
 香川県高松市木太町1339-3  
 TEL 087-868-5008

売上 2016年 8月19日 13:57

OMI MASAHIRO 様  
 クレジット ■XXXXXXXXXX ■

出光ゼアス P- 8(内)  
 98.96 L 0145.0 5849円  
 01200.00

合計 5,649円  
 (内、消費税等(8.00%) 418円)

支払区分：一括  
 承認No. 0000080542

伝No: 10395 担当:8800

※ 本書保管上のお願  
 財布・手帳等にはさんで保管置く場  
 合は、印刷面を内側に折り保管をお  
 願いたします。


8月分¥5649-を按分して¥2800円を計上します

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 1-4

貼付欄

 **お客様控え**  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年 9月 5日 12:34  
OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXXXX

出光ゼアス P-12(内)  
42.04L 299.51円 8140.0円 5886円  
01200.00

合計 5,886円  
(内、消費税等(8.00%) 436円)

支払区分:一括  
承認No.0000057489

伝No: 10182 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管戴く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

 **お客様控え**  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年 9月 17日 23:24  
OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXXXX

出光ゼアス P-6(内)  
39.83L 8137.0円 5457円  
01200.00

合計 5,457円  
(内、消費税等(8.00%) 404円)

支払区分:一括  
承認No.00002161

伝No: 10702 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管戴く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

 **お客様控え**  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年 9月 24日 12:53  
OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXXXX

出光ゼアス P-12(内)  
42.13L 8137.0円 5772円  
01200.00

合計 5,772円  
(内、消費税等(8.00%) 428円)

支払区分:一括  
承認No.0000285962

伝No: 10190 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管戴く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

9月分¥17115-を按分して¥8500円を計上します

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 1-4



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年10月8日 28:22  
OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXXXX  
出光ゼアス P-12(内)  
35.09 L 0135.0 4737円  
01200.00

合計 4,737円  
(内、消費税等(8.00%) 351円)

支払区分：一括  
承認No. 0000105676

伝No: 10658 担当: 8800



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年10月14日 20:48  
OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXXXX  
出光ゼアス P-12(内)  
18.91 L 0135.0 2553円  
01200.00

合計 2,553円  
(内、消費税等(8.00%) 204円)

支払区分：一括  
承認No. 0000165428

伝No: 10358 担当: 8800



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年10月29日 23:16  
OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXXXX  
出光ゼアス P-6(内)  
33.19 L 0131.0 4948円  
01200.00

合計 4,348円  
(内、消費税等(8.00%) 322円)

支払区分：一括  
承認No. 0000152199

伝No: 10624 担当: 8800

10月分¥11638-を按分して¥5800円を計上します

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 1-4



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-9  
TEL 087-868-5008

売上 2015年11月4日 23:15

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX■

出光ゼアス P-6(内)  
18.08L 0131.0 2368円  
01200.00

合計 2,366円  
(内、消費税等(8.00%) 175円)

支払区分：一括  
承認No. 0000189736

伝No: 10418 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管頂く場  
合は、印刷面を内側に折り保管をお  
願いたします。



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-9  
TEL 087-868-5008

売上 2015年11月10日 12:50

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX■

出光ゼアス P-6(内)  
44.08L 0131.0 5774円  
01200.00

合計 5,774円  
(内、消費税等(8.00%) 428円)

支払区分：一括  
承認No. 0000188479

伝No: 10108 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管頂く場  
合は、印刷面を内側に折り保管をお  
願いたします。



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-9  
TEL 087-868-5008

売上 2015年11月22日 10:55

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX■

出光ゼアス P-6(内)  
38.84L 0131.0 5088円  
01200.00

合計 5,088円  
(内、消費税等(8.00%) 377円)

支払区分：一括  
承認No. 0000290954

伝No: 10098 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管頂く場  
合は、印刷面を内側に折り保管をお  
願いたします。

11月分¥13228-を按分して¥6600円を計上します

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 1-4



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年12月7日 18:42

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX■

出光ゼアス P- 8(内)  
44.89L 0128.0 5746円  
01200.00

合計 5,746円  
(内、消費税等(8.00%) 426円)

支払区分：一括  
承認No. 0000098085

伝No: 10334 担当:8800



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年12月31日 12:21

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX■

出光ゼアス P-12(内)  
40.26L 0120.0 4831円  
01200.00

合計 4,831円  
(内、消費税等(8.00%) 358円)

支払区分：一括  
承認No. 0000054758

伝No: 10308 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管願く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年12月18日 08:39

OMI MASAHIRO 様  
クレジット 05-XXXXXXXXXX■

出光ゼアス P- 8(内)  
28.58L 0126.0 3601円  
01200.00

合計 3,601円  
(内、消費税等(8.00%) 287円)

支払区分：一括  
承認No. 0000192362

伝No: 10012 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管願く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2015年12月20日 08:14

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX■

出光ゼアス P- 6(内)  
41.89L 0128.0 5350円  
01200.00

合計 5,350円  
(内、消費税等(8.00%) 396円)

支払区分：一括  
承認No. 0000204865

伝No: 10585 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管願く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

12月分¥19528-を按分して

¥9700円を計上します

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

1-4



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2016年 1月 7日 22:39

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXXXX

出光ゼアス P- 6(内)  
38.41L 0120.0 4369円  
01200.00

合計 4,369円  
(内、消費税等(8.00%) 324円)

支払区分：一括  
承認No. 0000092010



伝No: 10637 担当: 8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管戴く場  
合は、印刷面を内側に折り保管をお  
願いいたします。



お客様控え

IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2016年 1月22日 22:45

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXXXX

出光ゼアス P- 6(内)  
42.54L 0111.0 4722円  
01200.00

合計 4,722円  
(内、消費税等(8.00%) 350円)

支払区分：一括  
承認No.



伝No: 10493 担当: 8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管戴く場  
合は、印刷面を内側に折り保管をお  
願いいたします。

1月分¥9091-を按分して¥4500円を計上します

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 1-4



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2016年 2月 4日 10:24

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX

出光ゼアス P- 3(内)  
39.99 L 107.0 4215円  
01200.00

合計 4,215円  
(内、消費税等(8.00%) 312円)

支払区分：一括  
承認No. 0000197895

伝No: 10090 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2016年 2月 18日 06:46

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXX

出光ゼアス P- 6(内)  
36.40 L 108.0 3931円  
01200.00

合計 3,931円  
(内、消費税等(8.00%) 291円)

支払区分：一括  
承認No. 0000080559

伝No: 10492 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

2月分 ¥81,461 を按分して ¥4,000 円を計上します

備考



政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 1-4



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2016年 3月 6日 21:36

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXXXX

出光ゼアス P-6(内)  
10.13 L 0108.0 1094円  
01200.00

合計 1,094円  
(内、消費税等(8.00%) 81円)

支払区分:一括  
承認No. 0000318093

伝No: 10501 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管戴く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2016年 3月10日 16:34

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXXXX

出光ゼアス P-15(内)  
41.42 L 0108.0 44.0円  
01200.00

合計 4,473円  
(内、消費税等(8.00%) 331円)

支払区分:一括  
承認No. 0000287547

伝No: 10354 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管戴く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。



お客様控え  
IDEMITSU (クレジット領収書)

中央インターSS  
TEL 087-868-5008 329479  
株式会社本田石油  
香川県高松市木太町1339-3  
TEL 087-868-5008

売上 2016年 3月24日 12:33

OMI MASAHIRO 様  
クレジット ■XXXXXXXXXXXX

出光ゼアス P-6(内)  
49.16 L 0108.0 4661円  
01200.00

合計 4,661円  
(内、消費税等(8.00%) 346円)

支払区分:一括  
承認No. 0000388568

伝No: 10190 担当:8800

※ 本書保管上のお願い  
財布・手帳等にはさんで保管戴く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

3月分¥10228-を按分して¥5100円を計上します

4月分	9898円	4900円
5月分	20087円	10000円
6月分	12209円	6100円
7月分	15870円	7900円
8月分	5649円	2800円
9月分	17115円	8500円
10月分	11638円	5800円
11月分	13228円	6600円
12月分	19528円	9700円
1月分	9091円	4500円
2月分	8146円	4000円
3月分	10228円	5100円
合計	152687円	75900円





¥75900円を計上します

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 2-5

貼付欄

<b>領 収 証</b>		JTB 中国四国 
大見 昌弘 様 下記の金額正に領収いたしました		No 00379057554-01-11 2015 年 5 月 21 日
¥ 29,190 様		
領し 5月29日 JR乗車券代金として		
入金内訳 2015/05/21 クレジット ¥29,190	出納責任者  高松店  取扱者  087-851-2117	
領収箇所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。 ©3018018		N 063822 お客様用

平成27年5月29日 地方議員研修会 往復交通費(高松⇒博多)

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

2-3

貼付欄

領 収 証

大見昌弘様

27年5月29日

★

¥15,000

但 5/29 14:00~「市役所を動かす質問の仕方」  
セミナー受講代として  
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7-3

TEL 06 (7878) 6297

備 考

## 政務活動記録票

氏名 大見昌弘




年 月 日	平成27年5月29日 (火)
場 所	福岡県福岡市博多区博多駅東 1丁目16-14 「リファレンス駅東ビル」5階
相手方	地方議員研究会
目的・内容 ・結果等	<p>元廿日市市副市長の川本 達志氏より「市役所を動かす質問の仕方」と題しての御講演をいただきました。一般質問とは、定例会中の本会議において、議員が1人の議員として執行部の政策、施策の在り方の問題点を問い質し、必要な場合は具体的な施策を提案し、実行を要請するものであります。議員活動の中でも最重要な活動であると言えます。経験則上、一般質問のみによって政策を実現するという事は、少なく、そのように見えても、他に要因が有ります。執行部は、責任を持って政策を執行しなければならないので、執行するには、様々な事前調整が必要であり、自らの問題意識にならないものは、質問があったからと言っても、真剣に検討の対象にしないと考えた方が良いという事でした。一般質問には、3つのタイプがあり、自己主張型（政治課題についての自らの立場と意見を表明する事を目的とする）、課題責任追及型（政治的課題について責任を追及し、政治的イニシアチブを握る事を目的とする）、政策提案型（住民にニーズのある課題について、解決の為の施策事業を提案し、執行部に予算化、条例化させる事を目的とする）であります。一般質問を、役所内マネジメントサイクルに、政策提案を乗せる為には、質問を通じて執行部と一緒に政策、施策を作っていくイメージであり、共感 ⇒ 理解 ⇒ 行動が重要である。その時に、現状認識は不可欠であり、自分で確認する事が重要であります。正確さを担保するには、数字をつける事が重要であります。（金額、人数、割合など）執行部の担当者との、事前の質問聞き取り等の際に、逆取材する事も有効であります。課題認識（共感）については、政治家としての信念、趣旨一貫した理念の下での質問である事により、執行部の聞く姿勢は変わって来ます。支援者については、課題と考えているのが、私一人ではないと言う事が、共感を得やすくします。</p>

	<p>タイミングについては、国の政策の方向性にあっているのかどうか、共感を得やすい時期でなければなりません。以上の事が重要であるが、仕事は、成果を出さなければ意味がありません。成果を出すためには、段取りが必要であり、ストーリーを考え、一回の質問では、成果は出ない。言い換えれば、一回の議場で決まる事は無いのであります。テーマを続ける事と、同じ質問を繰り返す事は別であり、同じ質問を繰り返しても答弁は同じであります。執行部は、事情の変化がない限り、過去の答弁に縛られます。他団体の施策を本市でもと言う、受け売りは仮説にならないし、深く主体的に考え、他団体の事例は検証に使うべきでありますし、先進自治体には、先進自治体である理由があり、先進議会でも同じ理由であります。以上の事から、政策提案型質問では、当事者や住民の意見を聞き、他団体の成功事例を参照にし、専門家の意見を聞くことが重要であります。提案をする場合には、仮説においては、我が自治体でも、効果が有る事を前提に、財源を示す事も重要であります。課題、責任追及型の質問では、現状認識の正確さは不可欠であり、その上で、執行部の課題設定や仮設の矛盾を突き、政策の前提事実や仮説が否定されれば、政策は前に進めにくいし、政治的課題になると言う事でした。今後の議員活動の参考にしようと思いました。</p>
<p>備 考</p>	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 2-5

貼付欄

<b>領 収 証</b>		株式会社 JTB中国四国 
大見 昌弘 様 下記の金額正に領収いたしました		No 70270692531-01-B4 2015年 6月 12日
¥ 48,600 ※		
但し 7月22日 国内旅行ご旅行代金として		
ご入金 内 訳	2015/06/12 クレジット	¥48,600
		¥0
出納責任者	 高松店	取扱者  087-851-2117
領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。		P 021212
☎8019016		お客様用

平成27年7月22日 高松—東京 往復交通宿泊料金から  
朝食代金¥1000円を差し引いて¥47600円を計上します

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-3
貼付欄	
<p>領 収 証</p> <p>大見昌弘様 27年7月22日</p> <p>★ ￥15,000</p> <p>但 7/22 10:00~「指定管理者制度の100%活用手法」 セミナー受講代として 上記正に領収いたしました</p> <p>地方議員研究会 〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7-3 TEL 06 (7878) 6297</p>	
備考	

## 政務活動記録票

氏名 大見 昌弘

年月日	平成27年7月22日(水) 10:00～
場所	東京都中央区八丁堀1-9-8 アットビジネスセンター東京駅八重洲通り
相手方	地方議員研究会
目的・内容 ・結果等	<p>東洋大学客員教授 南 学氏に「指定管理者制度の100%活用手法」と題しての御講演を頂きました。公務員制度は身分制度であり、処分は、分限と懲戒しかありません。給与表適用の公務員の仕事として、定型・現業業務を単純外部委託し、高度な専門業務は事業委託しています。公務員の専門性が問われていますが、高度な専門性を持った職員を多く作る事が、人員削減に繋がります。指定管理者制度は、公務員の限界から始まった制度であります。コスト削減を目標にするのは間違いであります。指定管理者制度は、民間業者を含む幅広い団体に委ねられ、議会の議決を経て指定します。施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可を行う事も出来ます。また設置者である地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて支持を行う事が出来ます。条例によって、指定管理者の指定手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲を指定します。契約に際しては、地方自治法の「契約」には該当しない為、「入札」の対象にはならない。その為に、協定書を結びます。協定書内の責任分担表は、ほとんどの自治体が、補修義務などに金額が明記されていますが、本来、補修義務は、管理者にあり、金額によって責任の所在を決めるものではありません。本来、指定管理がなじまない物もあり、学校給食やシステムメンテナンス、ゴミ収集、図書館などがあります。これらは、3分の1を直営でやり、残り3分の2を民間委託すると、競争意識が働き経費が抑えられるなど、指定管理者と直営の組み合わせが良い場合もあります。コストばかり注目して考えていると、指定管理者制度に失敗します。指定管理者制度が、理解できない背景は、「地方自治法244条の2のみで規定されている為で、全国に公共施設は、約45万あり、</p>



	<p>自治法を所管する総務省関連施設は、少数であり、文部省、厚生労働省所管の施設が圧倒的である事が理由としてあげられます。条例の「設置目的」は、形式的で抽象的であります。複数年の指定管理で初めて評価すべきであります。評価をする為には、ミッション（使命）の明確化が重要であり、ミッションがあつて成り立つPDCAサイクルの構築が出来ます。評価のコスト削減と専門化は、第3者委員会で評価すべきである。以上の事から、本市と指定管理業者の協定書の見直しや責任分担表の見直しなどを提言して行こうと思ひました。本市が委託している指定管理者の活性化策も提言して行こうと思ひました。</p>
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-3
貼付欄	
<p>領 収 証</p> <p>大見昌弘様 27年7月22日</p> <p>★ ￥15,000</p> <p>但 7/22 14:00~「指定管理者制度における評価制度」 セミナー受講代として 上記正に領収いたしました</p> <p>地方議員研究会 〒530-0001 大阪市北区梅田1丁目3-23F7-3 TEL 06 (7878) 6297</p>	
備考	

## 政務活動記録票

氏名 大見昌弘




年月日	平成27年7月22日(木) 14:00～
場所	東京都中央区八丁堀1-9-8 アットビジネスセンター東京駅八重洲通り
相手方	地方議員研究会
目的・内容 ・結果等	<p>東洋大学客員教授 南 学氏に「指定管理者制度における評価制度」と題しての御講演をいただきました。指定管理者制度では、公の施設の管理責任は、市町村にあり、管理責任を問われる場合、責任を取らなければならないのは、市町村の職員であります。実刑を受けると罷免されます。その中でも、利用者数と収入で評価する総合体育館がありますが、利用者数については、キャンペーンからの利用者数の予想なのかどうかの見極めが重要であります。総合体育館では、その施設が、スポーツ施設かイベント会場として使用しているのかで、利用者数の予想が変わってきます。前年の利用者数との比較で、評価出来るのが問題点であります。収支が、限りなく0に近い収支報告書を、なぜ出させるのか。「利益」のない指定管理者が、施設の活性化が出来るはずがないのではないのでしょうか。佐賀県武雄市の図書館の例題が出ました。武雄市の図書館は、コーヒーチェーン店が、指定管理者として参入した為に話題となり、図書カードにポイントが付与される形を取り、登録者が36000人にもなりましたが、その内、市内在住者は、20%余りでありました。結果的には、話題性は有りましたが、本来の目的である図書館の活性化は、出来ませんでした。また、佐賀県伊万里市の市立図書館は、建築後20年が経過した老朽化した施設でありながら、種々の活性化策を講じて、図書カードの登録者数は、全国平均30%なのに、伊万里市は、68%であり、毎年、転出死亡などの人達を、精査しているそうです。以上の事から、図書館運営は、本の貸出数より、登録率が重要であり、70%の市民の皆様方が、図書館に行かないと言う事です。この様な事から、指定管理者制度を活用している施設において、収支報告の数字が全てではなく、活動内容を精査し、評価する事こそが、重要であります。その為には、指定管</p>

	<p>理者に対する点検評価が重要であります。これまでも、指定管理者の施設運営については、①行政による、業務履行確認・指導の徹底、②行政と指定管理者との協定書等に基づき、利用者の声の反映、③利用者の声を直接市町村につなげる専用ダイヤルの設置などの点検・評価を行っている自治体もありましたが、これらに加え、公の施設としての管理水準の維持向上を図る為に、客観的な視点による点検・評価を実施する事で、指定管理者自らが必要な業務改善に取り組む仕組みの構築を進める必要があります。</p> <p>本市においても取り組んでおります、指定管理者制度の問題点も。精査して、今後の指定管理者制度を注視して行こうと思いました。</p>
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 2-5

貼付欄

<b>領 収 証</b>		株式会社 JTB中国四国 
大見 鶴弘 様 下記の金額正に領収いたしました		No 61560207300-01-75 2015年 7月 21日
¥ 18,740 *		
但し 7月30日 JR乗車券代金として		
ご入金 内 訳	2015/07/21 クレジット	¥18,740
		¥0
出納責任者	 高松店	取扱者  067-851-2117
領収箇所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。		P 038027
©3019018		お客様用

平成27年7月30日 高松—広島 往復交通費

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

2-3

貼付欄

領 収 証

大見昌弘様

27年7月30日

★

¥15,000

但 7/30 10:00~「地域福祉政策の立案に向けて」  
セミナー受講代として  
上記正に領収いたしました

公益社団法人行政改革推進協会

〒103-0004

東京都中央区東日本橋2丁目28-4-2階

TEL 03 (6869) 1143

備考

## 政務活動記録票

氏名 大見 昌 弘

年 月 日	平成27年7月30日
場 所	広島県広島市南区金屋町1-17 ワークピア広島
相 手 方	一般社団法人 行政改革推進会議
目的・内容 ・結果等	<p>公益社団法人かながわ福祉サービス振興会 理事長 瀬戸 恒彦氏より、「地域福祉政策の立案に向けて」と題しての御講演を頂きました。まず、福祉政策を取り巻く環境は、今後2025年に向けて、高齢者人口は、首都圏をはじめとする都市部を中心に増加し、高齢者への介護サービス量の増加が見込まれるとともに、高齢者の「住まい」の問題等への対応が不可欠になります。一方、85歳以上の人口は、2030年頃から、その後10年程度は増加が続く予想であります。市町村は、3年を1期とする介護保険事業計画を策定し、3年事に見直しを行う。保険料は、3年事に、事業計画に定めるサービス見込額等に基づき3年間を通じて、財政の均衡を保つように設定されています。それらの社会情勢の中で、高齢者施策の課題は、認知症高齢者の大幅な増加、一人暮らし、夫婦のみ世帯が増加、介護人材の不足などがあります。その対策として、生活習慣病の予防、介護予防、虚弱期のケアシステムの確立、元気な高齢者の社会参加などの対策を取るべきであります。今回の介護保険制度の改正点は、①地域包括ケアシステムの構築、②費用負担の公平化であります。その中でも、生活支援・介護予防の充実が必要であり、ボランティア、NPO、民間企業、協同組合等の多様な主体が、生活支援サービスを提供する事が重要であります。また、高齢者の社会参加、社会的役割を持つ事が、生きがいや介護予防に繋がります。生活支援サービスコーディネーターの設置なども、地域支援事業に位置付けています。認知症施策の推進（オレンジプラン）は、持続可能な介護保険制度を確立し、安心して生活出来る地域づくりには、最重要課題であります。その為には、認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員の人材育成が必要であります。介護情報サービスの公表についても、重要施策です。介護職員は、</p>




	<p>介護保険制度施工後増加し、10年で倍増しています。また、2025年には、1・5倍以上必要とされています。様々な業界からの参入を促進する事が重要であり、参入を促進して行く為の取り組みを強化していく方向性は、学校、学生、保護者等に対する介護職の魅力の広報、地域の生活支援の担い手を増やすなど、すそ野を広げる。情報公開制度を活用して、介護職員の労働条件などの公表の推奨。ハローワークなどでの、介護分野への就職支援の取り組み。潜在的有資格者等の再就職を促進する為の研修等の実施などがあります。それらも含めて、処遇改善もおおきな課題であり、処遇改善に向けた取り組みは強化して行かなくてはなりません。地域福祉政策の目的は、高齢者や障害者が、安心して暮らす事の出来る地域社会を創る事にあります。その為には、地域住民が、お互いを支え合い、助け合う意識を醸成する事が、必要となります。住民の力を、地域福祉に活かす方策は、地域包括支援センターを地域住民の活動の拠点にして、日頃から元気な高齢者がボランティア活動をしたり、仲間を作る事が出来る拠点とする事です。この様な問題点がある中で、本市においても、福祉関係の支出は、増加の一途であります。福祉関係の支出を抑制するのは、種々の問題点がありますが、地域住民一体となって新しいシステムの構築をして、福祉政策に対応して行かなくてはならないと、強く思いました。今後の本市の新しいシステム構築の参考にしようと思いました。</p>
<p>備 考</p>	



政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 2-5

貼付欄

<b>領 収 証</b>		株式会社 JTB 中国四国 
大見 昌弘 様 下記の金額正に領収いたしました		No 70270682532-01-84 2015 年 6 月 12 日
¥ 50,300 単		
但し 8月 5日 国内旅行で旅行代金として		
ご入金 内 訳	2015/06/12 クレジット	¥50,300
		¥0
出納責任者	 高松店	取扱者  087-851-2117
領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。 ⑧3019016		P 021213 お客様用

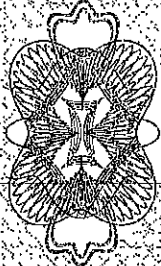
平成27年8月5日 高松ー東京 往復交通宿泊料金から  
朝食代金¥100.0円を差し引いて¥49300円を計上します

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 2-3.

貼付欄



領収証

大見昌弘 様

No.

金額

¥15,000

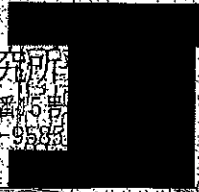
租 8/5 セミナー受講料として

27年 8月 5日 上記正に領収いたしました

内 訳

消費税額等(%)

株式会社 地方議会総合研究所  
〒152-0032 東京都目黒区平町1丁目9番15号  
TEL 03-6912-1930 FAX 03-3941-9589



備考

## 政務活動記録票



氏名 大見昌弘

年 月 日	平成27年8月5日
場 所	東京都千代田区神田駿河台2-1-18 TKPスター貸会議室御茶ノ水駅前 カンファレンス ルーム3
相手方	(株) 地方議会総合研究所
目的・内容 ・結果等	<p>千葉大学 教授 大塚 成男氏に「統一基準に基づく財務書類の読み方」と題しての御講演を頂きました。平成11年の経済戦略会議の答申で、公共部門の効率化・スリム化を推進して行く大前提として、また、政策の事後評価を行う観点から、会計制度の抜本的改革を進め、会計財務情報基盤を整備する必要がありました。活動実績を監視・評価する為の情報システムとして公共部門の財務会計を強化する事が必要である。財務に問題のない自治体ほど、今の時期に検証する事が重要である。企業会計的手法を導入する理由は、企業会計で積み上げられてきた決算情報のノウハウを行財政運営で活用する為で、事後評価の意味合いもあります。財務分析の注意点としては、財務書類自体は、成績表では無く、理想的な財務書類が存在するわけでもなく、財務書類がどのようになる事が望ましいのかは、個々の団体の状況、環境によります。地方公会計の位置付けは、現金主義による予算決算を補完し、財務書類との乖離を、解消する事が求められます。全ての資産を網羅した固定資産台帳の作成を各自治体が今年度中に作成する。検証可能な財務諸表を作成し、事業別・施設別のフルコスト分析を可能にする為の、複式簿記の導入を促進する。地方公共団体が、保有している資産のほとんどは売却出来ない施設・設備であり、資産を「資金源」と見なす事は、適切ではない。資産も将来的に見れば、維持管理費が多いと言う「負担」であると考えられる。自己管理をしている資金（有形固定資産）と外部運用している資金（投資等）との相対関係と負債を単に金額の大小だけで評価するのではなく、調達された資金の（用途）との関係や、世代間負担も踏まえて評価する視点が重要であります。貸借対照表を通じて過去からの実績を明確にする事が、今後の行財政運営の基礎となる。また、「分かり易い開示」を実現する為にも、</p>

重要である。資産台帳は、予算と結びついていない。地方公共団体が保有する資産を「行財政活動において活用すべきもの」として捉え、それらの有効利用を進めなければならない。(資産は負担である) 行政コスト計算書は、資金を支出する事が団体の活動ではなく団体の活動を、活動が実施されたことによる資源の消費を通じて、直接的に把握しようとする(コスト情報)もので、行政コストの大小は、活動規模の大小を示す。統一基準に新たに組み入れられる要素は、減価償却費、引当金繰入額などがあり、単年度主義から脱却し、中長期的な視点から、地方公共団体の運営を考えるうえで重要である。コスト情報に基づく事業評価を行う事で、実質的に「人の使い方」「施設・設備の使い方」を評価する事が出来ます。現場担当者が説明責任を強く意識する事が「コスト意識」であります。「コスト情報に関する説明責任を負うのは、団体の全職員である」と言う認識を徹底して行く事が求められます。財政力指数が大きくても、実際の資金のやりくりでは厳しい状況にある団体も少なくなく、地方公共団体の、現実の歳入・歳出に基づいた財政の状況を把握しなければならない。資金収支計算書は、自治体における資金の収支を業務活動、および財務活動に区分し、実際の収支を突き合わせる事で、財政のバランスを評価します。統一基準において、業務活動収支・投資活動収支・財務活動収支の3つの周囲のバランスを評価する事が重要であります。業務活動が、黒字であれば、自治体の運営上問題はありません。また、純資産変動計算書では、財源が不足しており「不足分」が発生しているような場合には、地方財政健全化法の健全化判断比率が、悪化する前の段階であっても、財政運営の是正を求めて行く事が望ましい。地方公会計から得られる情報を用いたPDCAサイクルは、議会による、評価と予算案への反映が行われる事で現実に機能します。以上の御講演より、今後、本市において提出される決算・予算書類をチェックして、「自律性」を確保して、自治体の状況を適切に把握し、行政資源の可視化を図り、コスト情報を活用して行こうと思いました。

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	2-5
貼付欄	
<b>領 収 証</b>	
株式会社 JTB中国四国 	
No 70270682533-01-84 2015年6月12日	
大見 龍弘 様 下記の金額正に領収いたしました	
¥ 96,800 俵	
但し 8月18日 国内旅行ご旅行代金として	
ご入金 内 訳	2015/06/12 クレジット ¥96,800
	¥0
出納責任者	取扱者
	087-851-2117
領収個所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。	
⑧018016	P 021214 お客様用
平成27年8月18日 高松—東京往復 交通代金	
備 考	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

2-3

貼付欄

領 収 証

大見昌弘様

27年8月18日

★ ￥15,000

但「自治体財政をめぐる課題」  
8/18 14:00～セミナー受講代として  
上記正に領収いたしました

地方議員研究会

〒530-0001

大阪市北区梅田1丁目1-3-23F 7-3

TEL 06 (7878) 6297

備考

## 政務活動記録票

氏名 大見昌弘

年月日	平成27年8月18日(火)
場所	東京都中央区八丁堀1-9-8 アットビジネスセンター
相手方	地方議員研究会
目的・内容 ・結果等	<p>立命館大学政策科学部教授 森 裕之氏より「自治体財政をめぐる課題」と題しての御講演を頂きました。大きな財政負担になっている生活保護の状況について、被保護世帯の増加、高齢者世帯の比重の大きさ、医療扶助の高さ、貧困化による生活保護の増加、都市部での保護率の高さなどの問題点について、お話があり、現在の状況が良く分かりました。生活保護には、3つの原理と4つの原則があり、8つの扶助の合計額と特別加算によって決定されます。生活保護世帯の相談は、ケースワーカーが行いますが、どこの自治体も人材が不足しております。扶助費については、地方負担が4分の1ですが、人件費・事務費については、地方が全額負担しております。生活保護に関する基準財政需要額の算定が、各自治体の実態に合致していれば、自治体の財政不足が発生しない仕組みではありますが、実態は、地方交付税で賄えているかどうかの確認が出来ません。支給日と交付税の交付日にずれが有る為。また、不正受給の割合は、件数ベースで2.5%程度、金額ベースで0.5%程度とされています。政府も生活保護の「適正化」に向けて努力もしています。また、各自治体も独自の取り組みをして、適正化に向けて努力しています。次に、公共事業改革について、お話が有りました。社会資本の維持管理や補修についての財政責任は、当該自治体が担う事になり、国の経費負担は、3割台半ばから4割程度であり、地方の負担は大きい。国や地方公共団体は、2016年度末までに「インフラ長寿命化計画(行動計画)」を策定した上で個別施設計画を策定する事になっています。これからの少子高齢化社会の到来に向けて、50年後に安定した人口構造を保持する為に、「新たなランドデザイン」を策定し、これを踏まえて国土形成計画の見直しも必要であります。国土のランドデザインには、「小さな拠点」「高次地</p>




	<p>方都市連合」「スーパーメガリージョン」などが有ります。また、地方中枢拠点都市圏を形成して、新しい地方交付税の交付を受けるのも一策である。都市再生特別措置法の改正により、立地適正化計画の作成や居住誘導地域の設定など、制約も設けなくてはならない。まち・ひと・しごと再生「長期ビジョン」と「総合戦略」は重要施策であり、既存公共施設のマネジメント強化は、特に重要である。公共施設の解体については、現在有利な公債が有るので利用すべきである。今後、公共施設等総合管理計画を策定し、将来的な財政負担を考えなければならない。それを基に、将来コストを削減して行かなければならない。今後、地方自治体が財政運営をしていくうえで、政府の動きと予算との関係はどうなっているのか、社会保障の増加への対応はどうか、公共施設の維持管理、統廃合はどうなっているのか、地域の社会経済力を引き出す施策を適切に入れているかどうかなどを注視して行く必要が有り、場面によっては、民間の活用も必要であります。</p> <p>今後の議員活動の中で、本市の財政運営についても、民間活力を活用しながら、運用して行くべきであり、今後の市政運営を注視して行こうと思いました。</p>
備 考	



政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 2-5

貼付欄

<b>領 収 証</b>		<small>株式会社</small> JTB中国四国 
大見 昌弘 様 下記の金額正に領収いたしました		No 11492801700-15-36 2015年11月19日
￥69,500 ※		
但し11月18日～20日 ご旅行代金として		
ご入金 内 訳	2015/11/17 クレジット	￥69,500
		￥0
出納責任者	 高松13	取扱者
		087-822-0033
領収箇所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。 ©9019016		P 078452 お客様用

平成27年11月18日から 高松—福島の往復交通費

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

2-4

第10回全国市議会議長会研究フォーラム in 福島

平成27年11月26日

大見 昌弘 様

参加費領収書

第10回全国市議会議長会研究フォーラム実行委員会

委員長 岡下 昌彦

東京都千代田区平河町2-4-2

金 7,000 円

第10回全国市議会議長会研究フォーラム in 福島の参加費として

平成27年11月18日・19日開催 (福島市)

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 2-6

株式会社 JTB東北



領収証

領収証番号	099
ツアーNO	107164-003
発行月日	2015年11月26日

大見 昌弘

様

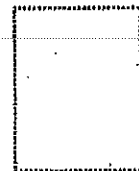
下記の金額正に領収いたしました

¥9,000 ※

但し、 第10回全国市議会議長会研究フォーラム 宿泊プラン代金として

支店名	株式会社JTB東北 法人営業福島支店
住所	〒960-8035 福島市本町5-26 本町本田ビル1階
電話番号	024-523-3314

出納責任者	
担当者	



領収箇所名、領収印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。

経営認第264号

宿泊料金から 朝食代金 ¥1000円を差し引いて ¥8000円を計上します

## 政務活動記録票

氏名 大見昌弘


年 月 日	平成27年11月18日(水) ~ 19日(木)
場 所	福島県 福島市 福島県文化センター
相手方	全国市議会議長会
目的・内容 ・結果等	<p>最初に、熊本県立大学理事長 五百旗頭 真氏より『大震災からの復興と備え』と題しての基調講演が有りました。復興構想会議の一員として、被災地を決して見捨てない、国民として一緒に復興すると言う思いを抱いて、会議に臨んでいたそうです。阪神淡路大震災では、死亡者が、6000人いましたが、その9割が家屋の倒壊によるものでしたが、今回の東日本大震災では、津波で死亡した人が、18500人にもおよび、その他の災害関連の死亡者は、3000人余りであり、2万人を超える人達が犠牲になり、今なお、行方不明の人達がいいます。地震は、生き物で、津波も生き物で、現地の地形や海底の地形等により、一回一回、想定しにくい動きをする為に、対応はたいへんですが、今回は、不正確な情報が流れた事も、被害を大きくした要因であると考えられます。「釜石の奇跡」と言うものがありますが、2000年の経験がもたらした対応によるものです。自分自身の為だけに動けば良い、そういう教育をしていたからであり、教育の勝利、ソフトの勝利と言って良いのではないかと思います。自ら逃げようと思えば逃げれた、警察官30名、消防士27名、自衛隊員2名、そして一桁多いのが、消防団員で254名の方々が、お亡くなりになりました。組織的対応がしっかり出来ている組織は、犠牲者が少なかったです。</p> <p>その為に、震災後に消防団にもマニュアルが作成されました。今回の震災復興に大きな役割を果たしたのが、自治体間の広域連携です。市町村役場が、被災して機能せず、また職員も被災して、機能障害が起こっている時に、人員や機材を派遣して頂いたことは、たいへんにありがたかったそうです。復興構想会議の提案した、災害対策は、高台移転と多重防御方式に分かれます。多重防御方式は、減災手段の組み合わせです。災害が発災すると、まず自助が大事なのは当然ですが、</p>

	<p>共助、コミュニティで、どこまで助け合えるかが、最重要であります。都市を創ったら、人々の絆や結びつきを創って行かないと、何かの時に、支えにならない、安全・安心の為に共助が大切であります。次に、5名の皆様方による、パネルディスカッション「震災復興・地方創生の課題と自治体の役割」が、有りました。被災地の産業構造は、農業、漁業を初めとする第1次産業が中心的な産業であります。福島においては、安全で安心出来る品物をどのように出荷して行くかが、非常に大きな問題点であります。その後の復興計画が、いったい誰の為に復興計画なのか、疑問に思うようになって来ています。復興は、住民の為にすべき事業であると思います。現在、地方創生で、自治体間の人口獲得ゲームが始まりつつありますが、今の状況では、被災地は生き残っていきません。安心して働き続け、子育てが出来て、住み続ける事が出来る町を創る事が重要であります。震災が起こってから対応するのではなく、発災以前より、種々の取り組みをする事も重要であります。議会の役割は、議会と大学等が連携を結んで、共同で行政課題を調査・研究する事がこれからの、行政運営には必要であります。合議制をしっかり認識して、地域の民主主義に貢献して行って下さい。</p>
	<p>2日目は、「震災復興と議会、現場からの報告」と題しての課題討議が有りました。今回の震災復興に各地域に差が出たのは、国等への要望が一律ではなかった事が、復興に差が出た要因だと思っています。住居を作ろうとしても、居住禁止地域となれば、居住できないし、かさあげをしないとならないので、復興に差が出ています。発災で町そのものが、壊滅的被害を受けて、議会をはじめ行政は、対応出来ませんでした。産業を復興して、安心して住んでいける町を作らなければ、町の復興は有りません。議会事務局が被災した時にどうするのかと言う事を、あらためて考えさせられる震災だったと思います。今回の、研究フォーラムで報告された事案などを基に、減災対策など、本市の今後の対策や対応に、参考にしようと思いました。</p>
<p>備 考</p>	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 2-5

貼付欄

<b>領 収 証</b>		<small>株式会社 JTB中国四国</small> <b>JTB</b>
大見 昌弘 様 下記の金額正に領収いたしました		No 70270682534-01-09 2015 年 10 月 22 日
¥ 51,300 奉		
但し国内旅行ご旅行代金として(他社商品)		
ご入金 内 訳	2015/10/22 クレジット ¥51,300	¥0
出納責任者	[Redacted] 高松店	取扱者 [Redacted] 087-851-2117
		
領収箇所名、領収者印の無いもの及び金額訂正のものは無効です。 ©3018016		P 039847 お客様用

平成27年11月27日 高松—東京 往復交通宿泊料金から  
朝食代金¥1000円を差し引いて¥50300円を計上します

備 考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

2-3

貼付欄

領 収 証

大見昌弘様

27年11月27日

★ ￥15,000

但 11/27 14:00～「地域福祉政策の実践に向けて」  
セミナー受講代として  
上記正に領収いたしました

一般社団法人行政改革推進協会  
〒103-0004  
東京都中央区東日本橋2丁目28-1  
TEL 03 (6869) 1143

備考

## 政務活動記録票

氏名 大見昌弘

年月日	平成27年11月27日(金)
場所	東京都中央区日本橋 TKP東京駅前会議室
相手方	一般社団法人 行政改革推進協会
目的・内容 ・結果等	<p>公益社団法人 かながわ福祉サービス振興会 理事長 瀬戸 恒彦氏より『地域福祉政策の実践に向けて』と題して御講演頂きました。</p> <p>平成9年12月に、介護保険制度が施行されました。自主支援に向けた基本方針であり、申請には、県が手数料を取っていました。地域包括支援センターが、ほとんど機能していませんでした。本年4月に介護保険法が改正されて、介護サービスは、地域の支え合いが重要であります。財源等の問題もありますが、医療、事業、経済が連携していかないといけないと思いました。今回の改正点は、総合事業の制度設計は、市町村が決定して、指定業者に事業を任せるという、規制緩和が行われました。その為に、ボランティア団体も参入出来る事になり、教育委員会や経済対策なども、巻き込んで構築していくべきであります。取組事例として、東京都世田谷区は、区独自に全高齢者実態把握調査を実施し、一人暮らしや高齢者だけの世帯が、約半数を超えている実態が明らかになり、住民から多くの意見を聞き、新しい事業計画に盛り込んだそうです。新潟県長岡市の取り組みは、平成14年度から、社会福祉協議会が中心になり、官民共同で、施設でも自宅でもない新たな在宅介護として、サービス提供体制を官民協働で整備したそうです。鳥取県南部町においては、低所得の高齢者が多い為に、高齢者が集団で生活する、第3の住まいを既存施設を活用して、整備しました。ライフサポートアドバイザーによる、随時の相談体制も構築しました。今後、住民ボランティアや空き家の活用を推進して行くそうです。千葉県柏市においては、本市と同じ中核市ですが、大学や住宅公団と連携して、共同研究をはじめ、行政が中心となって、在宅医療を推進して行くそうです。埼玉県川越市においては、認知症の人と家族を地域で支える、認知症支援対策の推進をしているそうです。鳥</p>



	<p>取県境港市米子市においては、地域住民の生活を守るのは、市町村の役目であり、住み慣れた地域において、介護拠点を立地するとして、ひとつの企業が地域福祉のネットワークの拠点として活動しているようです。各都市の福祉環境や住民の生活形態により、福祉サービスの形態は、一つではありませんが、それぞれの長所は、本市の福祉政策の参考になると思いました。今回の改正で、市町村の役割は、1、地域包括ケア会議の推進、2、在宅医療・福祉の推進、3、地域支援事業の推進、4、予防給付の見直し、5、小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行、6、居宅介護支援事業者の指定権限の市町村への移譲などが有ります。これらの見直しをして、地域住民の幸せの為に何が出来るかであります。また、医師会との連携など、関連企業との連携は、重要である。その後は、鳥の目（現場で何が起きているのか）、虫の目（複眼）、魚の目（時間の流れを見る目）で見る事が重要であります。生活支援には、地域住民の理解が必要であり、今後の周知にも配慮が必要である。クラウド型のネットワークの構築や介護ロボットの導入など、人材の確保策も対策を講じて行かなくてはならない。以上の事から、今後の本市の介護行政、システムの構築に役立てようと思いました。</p>
<p>備 考</p>	

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 7-3

貼付欄

領収証

入金先

大見昌弘様

No. B 9738572

お支払の内訳

現金	
クレジットカード	173,329
デビット	
商品券	/
ギフトカード	/
ローン	/
その他	/
ポイント	

金額 ￥173,329

印紙税申告納  
付につき高崎  
税務署承認済

(内消費税)

但 10/100 701:9代々々

入金日 2015年6月2日 上記正に領収いたしました。

受注日	2015.6.2
店番	0.220
レジNo.	330
伝票番号	089245

群馬県高崎市栄聖-1  
株式会社 ヤマダ電機

扱者印  


(注)本証に社印及び取扱者印の無いもの又は金額を訂正したものは無効です。

パソコン、プリンター代金¥173,329-を5分の4按分して、  
¥138,000円を計上します

備考

政務活動費領収書等添付用紙

用途項目 7-3

貼付欄

領収書

管理No. 0220-314-0009208

伝票No: 0220-314-243342

発行日: 2015年06月01日

大見昌弘様

内訳 現金 ¥2,098 (内消費税 ¥155)

但し 上記の金額正に領収いたしました。  
株式会社ヤマダ電機  
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納  
付につき高崎  
税務署承認済

※印刷面を内側に折り返しをお願いします。

326  
10  
¥1,943  
3198744015 BC1325PGBK2P  
キヤノン 1:持帰 外08

プリンターインク代金 (2本)

備考

政務活動費領収書等添付用紙

用途項目	7-3
------	-----

貼付欄

領収書

管理No. 0220-323-0003617

伝票No: 0220-323-198515

発行日: 2015年08月21日

大見昌弘様

内訳  
カート ¥8,155      ¥8,155- (内消費税 ¥604)

但しインクカートリッジ(3セット)として。  
上記の金額正に領収いたしました。  
株式会社ヤマダ電機  
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納  
付につき高崎  
税務署承認済



※印刷面を内側に折って保管願います。

インク代金 (3セット)

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 7-3

貼付欄

領収書

管理No. 0220-323-0003616

大見昌弘様

伝票No: 0220-323-198512

発行日: 2015年08月21日

内訳  
カード

¥3,024 (内消費税 ¥224)

但し インク代金として。  
上記の金額正に領収いたしました。  
株式会社ヤマタ電機  
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納  
付につき高崎  
税務署承認済



※印刷面を内側に折って保管願います。

インク代金 (1セット)

備考

政務活動費領収書等添付用紙

用途項目 7-3

貼付欄

領収書

管理No. 0220-313-0000235

伝票No: 0220-313-025183

発行日: 2015年08月21日

大見昌弘様

内訳  
カード ¥49,591 (内消費税 ¥3,673)

但しデジタルカメラ代として。  
上記の金額正に領収いたしました。  
株式会社ヤマダ電機  
群馬県高崎市栄町1-1

印紙税申告納  
付につき高崎  
税務署承認済



※印刷面を内側に折って保管願います。

デジタルカメラ代金 ¥49,591-を5分の4按分して、  
¥39,000円を計上します

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 7-3

貼付欄

領収書

管理No. 0220-314-0000394

伝票No. 0220-314-261210

発行日: 2015年12月13日

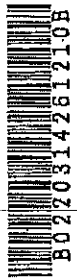
大見昌弘様

内訳  
カード

¥13,793 ¥13,793- (内消費税 ¥1,021)

但し インク2セットとして。  
上記の金額正に領収いたしました。  
株式会社ヤマダ電機  
群馬県高崎市栄町1-

印紙税申告納  
付につき高崎  
税務署承認済



※印刷面を内側に折って保管願います。

インク代金(2セット)

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 8-1

貼付欄

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	[Redacted]										前払込 料金加入 者負担	
	[Redacted]											
加入者名	香川県農業会議											
金額	千	百	十	万	千	百	十	円				
				¥	8	4	0	0				
ご依頼人	大見昌弘様											
料金	日附印											
	28-03-02 高松木太西 郵便局											
備考	(63177) N94170008											

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

この受領証は、大切に保管してください。

農業新聞購読料金 (平成27年度分)

備考





政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 9-2

貼付欄

領収証 大見昌弘様 No.

★ 40,000-

正 備金 212

27年 12月 25日 上記正付領収書 7頁 1/2

印 記

取扱金額 [REDACTED]

消費税額等 (%) [REDACTED]

27年 12月 25日

領収証 大見昌弘様 No.

★ 40,000-

正 備金 212

27年 12月 25日 上記正付領収書 7頁 1/2

印 記

取扱金額 [REDACTED]

消費税額等 (%) [REDACTED]

27年 12月 25日

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目

9-2

貼付欄

領収証 大見昌弘 様  
★ 740,000  
現金  
27年6月25日 上記正税額収付済  
内訳  
税抜金額  
消費税額等(%)

領収証 大見昌弘 様  
★ 740,000  
現金  
27年7月25日 上記正税額収付済  
内訳  
税抜金額  
消費税額等(%)

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 9-2

貼付欄

領収証 大見昌弘 様 No.  
 \* ¥ 40,000  
 現金  
 2022年 8月 25日 正税に領収のしるし  
 内 取  
 取扱金額  
 消費税額等(の)

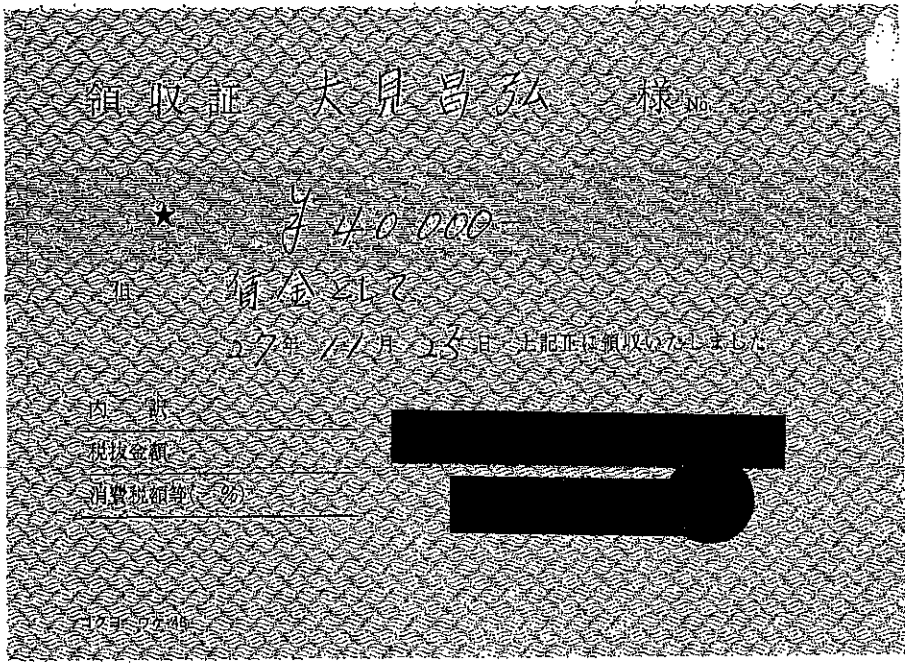
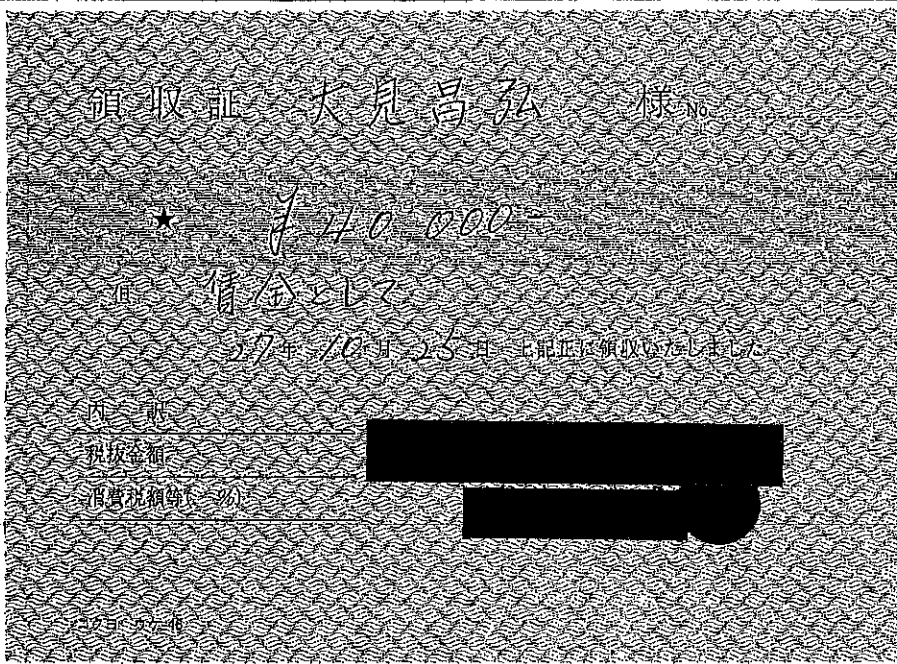
領収証 大見昌弘 様 No.  
 \* ¥ 40,000  
 現金  
 2022年 9月 25日 正税に領収のしるし  
 内 取  
 取扱金額  
 消費税額等(の)

備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 9-2

貼付欄

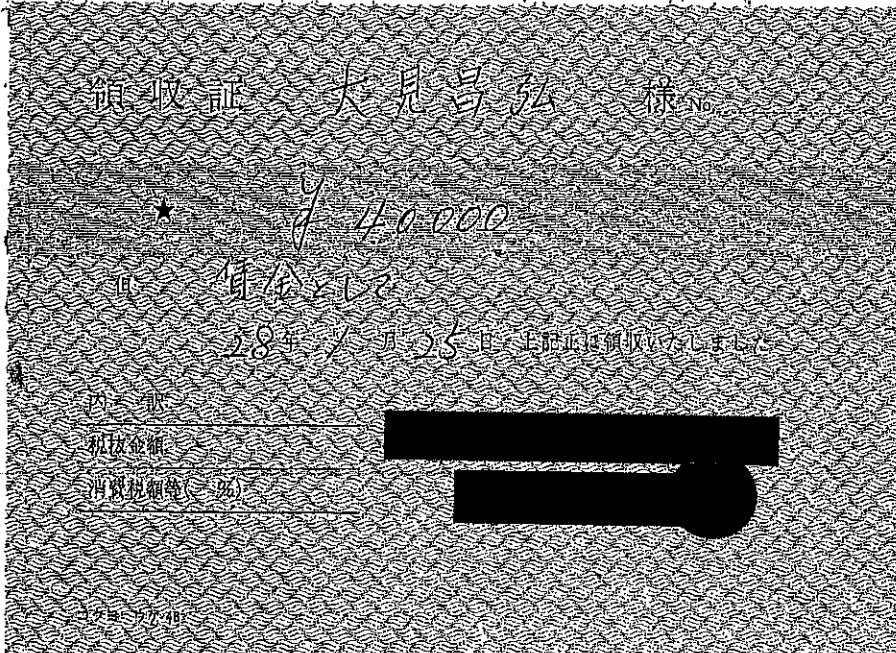
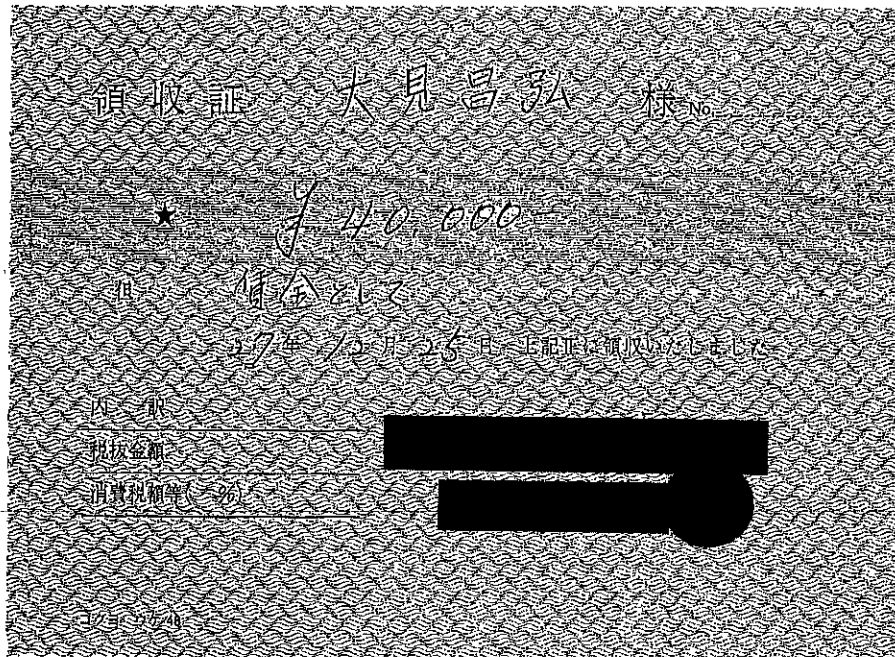


備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目 9-2

貼付欄



備考

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	9-2
貼付欄	
<p>領収証 大見昌弘 様 No.</p> <p>★ 440,000</p> <p>借入金</p> <p>58年3月23日 上記正領収の元金</p> <p>内 税                  税抜金額                  消費税額等(%)</p> <p>2023.3.26</p>	
<p>領収証 大見昌弘 様 No.</p> <p>★ 440,000</p> <p>借入金</p> <p>58年3月23日 上記正領収の元金</p> <p>内 税                  税抜金額                  消費税額等(%)</p> <p>2023.3.26</p>	

貸金¥480000円のうち、¥429200円を計上します